

令 2 障 害 者 支 援 第 6 1 7 号

令和 2 年（2020 年） 1 1 月 9 日

各障害福祉サービス事業所等の長 様

山口県健康福祉部障害者支援課長

### 障害福祉サービスの継続的な提供について

本県の障害福祉行政の推進につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症への対応については、多大な御尽力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、障害福祉サービスの継続的な提供については、これまでも、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和 2 年 3 月 6 日付け厚生労働省事務連絡）等の国通知によりお示ししているとおり、障害福祉サービス事業所等が提供する各種サービスについては、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要です。

また、感染防止対策の徹底については、国において、先般、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その 2）（一部改正）」（令和 2 年 1 0 月 1 5 日付け事務連絡）により、改めて留意点が示されたところであり、事業実施に当たっては、引き続き、その内容を十分御確認の上、利用者に必要なサービスを提供していただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染の懸念を理由に、感染者や濃厚接触者以外の利用者へのサービス提供を一方向的に断ることは、運営基準に定めるサービス提供拒否の禁止に抵触する可能性があることから、やむを得ずサービス提供を断る場合には、事前に利用者に丁寧な説明を行い、同意を得ておくことが重要です。

各障害福祉サービス事業所等におかれましては、個々の利用者の状況により、サービスの利用を控えることを求める場合があったとしても、利用者に必要な支援が提供されるよう、適切な代替サービスの検討を行い、利用者の同意を得た上で、相談支援事業所等と連携しつつ適切なサービス提供を確保していただくようお願いいたします。

施設福祉推進班  
担当：石川、藤原  
TEL 083-933-2735